

ご覧ください!

# 環境報告書 2003

## 市と市民団体の活動分かりやすく紹介 みなさんの理解・関心を

市では、行政の各分野で取り組んでいる環境活動について取りまとめた環境報告書(写真)を作成しました。  
この報告書は、従来の環境白書的な資料集とは異なり、市と市民団体のさまざまな環境活動を分かりやすく紹介しながら、市の取り組み姿勢や活動を理解していただき、みなさんの環境問題への関心を高めてもらうために作成しました。

今回のような観点の報告書は、全国の自治体でも先進的な内容です。環境保全課の窓口で配布していますので、ぜひ一読ください(A4判71ページ。市ホームページにもPDF形式ファイルで掲載中)。



### ◎主な内容

●自動車排ガス対策平成20年度までに7割の公用車を低公害車に。  
●農地保全遊休農地を市民のみなさんに利用してもらう「ふれあい農園」の開設。

●ごみ減量平成23年度までの実現目標ごみ50%削減に向けた取り組み、リサイクルフラザでの再生品販売。  
●自然エネルギー活用太陽光発電などの自然エネルギーの活用促進。

●幼児啓発市立保育園で手作り紙芝居(分別リサイクル)の作成・上演。  
●市民活動の取組状況「えびな環境市民会議」をはじめとする環境に関する市民の取組状況。

環境保全課(内534)

## ごみと資源の話

11

### 「分別ガイド」を使ってご協力を

私たちの家庭から出るごみを削減するためには、何よりごみを持ち込まない、ごみを作らない生活が大切であることを、以前このコーナーでお伝えしました。しかし、それでもごみは出なくなるわけはありません。大切なことは、分別してごみを出すことです。

ごみとして出されている中には、製品の原料として再び使うことができるもの(資源物)が含まれていることがあります。市では現在、紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・ミックスペーパー)・布類・缶類・びん類・ペットボトル・容器包装プラスチック・使用済み食用油と7種類の資源物を分別回収し、リサイクルしていますが、燃えるごみの成分分析(年4回実施)によると、燃えるごみに含まれている24%、かさにして56%の

資源が混ざって、資源分別が十分でないことを実証する結果になってしまいました。

原因として、近年はごみの内容も多様化し、「この品物は、どの日に出していいのかわからない」「分別したくてもどのおのようになっているのかわからない」という声も上がっています。こうした要望にお答えするため「ごみと資源の分別ガイド」という冊子を発行していますが、

## 50%削減達成へ 困ったときはぜひ活用...



「ごみ・資源分別ガイド」改訂版

### 「分別ガイド」の訂正

配布した「改訂版・ごみと資源の分別ガイド」に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正(青字)します。

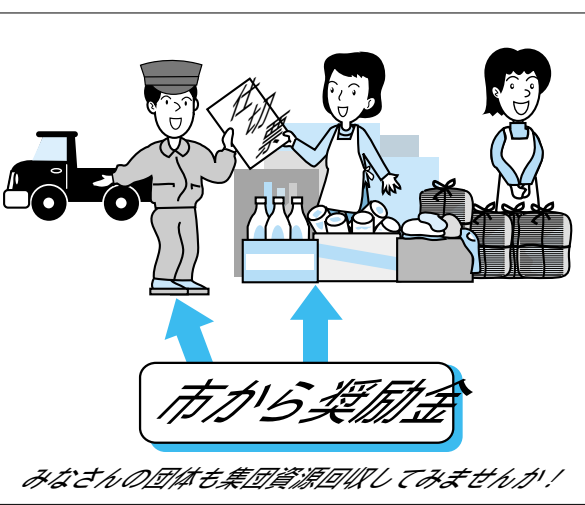
①掲載ページP10  
品目名:一輪車(自転車)の出し方アドバイス  
二輪車(自転車)は粗大ごみです。

②掲載ページP15  
品目名:キャンパステーブルの出し方アドバイス  
1歳未満のものは、燃えないごみの日に出してください。

## 集団資源回収の団体、協力業者の登録のお知らせ

市では、ごみの減量化、資源化を促進するために、集団資源回収事業を支援しています。登録団体が回収した資源物(びん類・缶類・紙類・布)を資源回収業者(登録業者)に売却した場合、登録団体へ回収量に応じた奨励金を交付し、登録業者へは市が別で定める協力を交付します。

今年度、登録されている団体、協力業者へは、来年度の登録申請書を送付しますので、お早めに提出をお願いします。また、新規登録は、随時資源対策課で受け付けています。



みなさんの団体も集団資源回収してみませんか!

## ★市内全小学校児童に防犯ブザー配布



「安全登下校」にひと役、防犯ブザー

### 4月の新学期から

海老名市防犯協会(青木格一 会長、会員84人)では、新1年生が入学する4月に合わせ、市内の全小学生に防犯ブザー16800個を配付します。

この防犯ブザー(ライト付き)は、児童自らが危険から回避できるようにと配付するもので、ストラップやベルトホルダーで身に付け、非常時にストラップを引っ張るか、中央のボタンを押すと、約110デシベルの高音が鳴ります。

児童を巻き込む凶悪犯罪が多発する昨今、市および同協会では、地域ごとに行っている防犯パトロールの強化・継続を支援しています。同協会では、児童全員が安心して楽しい学校生活を送れるように、市と協力して市内13校の小学校に届けることにしています。

## 廃家電4品目

### 廃棄の際にご注意ください

家電リサイクル法により、家電4品目(テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫)を廃棄する際、排出者は、再商品化料金を支払って、小売業者等に引き渡し、「排出者控」を受け取る必要があります。

また、4月からは新たに家庭用電気冷蔵庫が家電リサイクル法の対象品目に追加されるので、市では収集できなくなります。併せてご注意ください。

資源対策課(内544)。

今回、一部内容を手直した改訂版を作成しました。この改訂版は、すでに自治会を通して配布しています。分別に困ったときはぜひ活用してください(※資源対策課の窓口でも配布中。市ホームページにも願います)。

掲載。ごみ50%削減目標が達成できるかどうかは、市民のみなさん次第です。この「ごみ・資源の分別ガイド」を手引きとしてご利用し、ごみの分別にご協力をお願いします。

市民活動課(内266)。